

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社商船三井		コード	9104
提出日	2026/6/5	異動（予定）日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	豊永 厚志	社外取締役	○														○		有
2	山口 裕視	社外取締役	○														△		有
3	橋本 英二	社外取締役	○														○		有
4	兵頭 誠之	社外取締役	○														△		有
5	田中 径子	社外取締役	○														△		有
6	三森 仁	社外監査役	○															○	有
7	武田 史子	社外監査役	○															○	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		豊永厚志氏は、経済産業省にて、地域振興、エネルギー政策、基礎産業支援、対外投資推進、地球環境問題対策など、多岐にわたる分野の推進に携わり、また、豊富な国際経験を有しております。これらの経験と知見を活かし、同氏のリーダーシップと視野の広さをもって当社の成長と発展に寄与いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補としています。 同氏が選任された場合は、指名諮問委員として当社の役員候補者の選定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 また、東京証券取引所及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
2	山口氏が過去において業務執行者であった三井物産株式会社と当社の間には取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は軽微であり、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	山口裕視氏は、国土交通省において多岐にわたる企画・政策立案、組織管理に携わり、また三井物産では、調査部門のトップとしてグローバルなビジネス環境についての分析、サステナビリティ課題への検討、DX総合戦略の策定と実施など、幅広い分野で活躍されてきました。山口氏のこれらの経験と知見をもって、当社の持続的成長と社会的価値創出、及びコーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補としています。 同氏が選任された場合は、報酬諮問委員として当社の役員報酬等の検討・決定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 また、東京証券取引所及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。 なお、山口氏の戸籍上の氏名は山口由美です。
3	橋本氏が業務執行者である日本製鉄株式会社と当社の間には取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は軽微であり、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	橋本英二氏は、日本製鉄株式会社において海外営業部門を中心に携わり、リーダーシップ、国際的な視野を有しております。特に海外事業企画や米州プロジェクトの推進において、戦略的な思考と実行力を有し、当社においても同氏の国際的なビジネス経験と経営手腕をもって、グローバルな事業展開や新たな市場開拓に対し貢献していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補としています。 同氏が選任された場合は、報酬諮問委員として当社の役員報酬等の検討・決定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 また、東京証券取引所及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
4	兵頭氏が過去において業務執行者であった住友商事株式会社と当社の間には取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は軽微であり、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	兵頭誠之氏は、住友商事株式会社において多岐にわたる役職を歴任し、リーダーシップ、国際的な視野を有しています。特に同社の経営企画部長やCEOとしての経験を通じて得た戦略的思考と経営手腕をもって、当社のグローバルな事業展開や持続可能な成長に貢献いただけるのと同時に、当社経営に新たな視点と価値をもたらしていただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補としています。 同氏が選任された場合は、指名諮問委員として当社の役員候補者の選定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 また、東京証券取引所及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

5	田中氏が過去において業務執行者であった日産自動車株式会社と当社の間には取引関係がありますが、当社グループの連結売上高に占める割合は軽微であり、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しています。	田中径子氏は、日産自動車株式会社やジャトコ株式会社で広報・ブランド戦略の構築に携わり、駐ルグアイ特命全権大使としての外交経験など、国際的な視野と多文化に関する高い見識を有しています。当社がグローバル市場でプレゼンスを強化する上で大きく貢献していただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補としています。 同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の検討・決定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 また、東京証券取引所及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
6		三森仁氏は、弁護士としての長年の経験や専門的知識並びに高い法令順守の精神を有し、これらの経験、知識及び能力を当社の監査体制に活かし、独立した客観的かつ公正な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補としています。 また、東京証券取引所及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。
7		武田氏は、応用実証経済学を専門とし、研究者・大学教授としての長年の経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、内部統制やコーポレート・ガバナンス等についての研究実績も有しており、客観的かつ公正な立場から経営・業務執行に対する監査を行う社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、社外監査役として選任しています。 また、東京証券取引所及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

<p>当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。</p> <p>① 当社、当社の子会社及び当社持分法適用会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者*1または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者）にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者 *1 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう</p> <p>② 当社の現在の主要株主*2またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者 *2 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう</p> <p>③ 当社グループが議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している法人等の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者</p> <p>④ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者、または過去3年間に業務執行者であった者</p> <p>⑤ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者</p> <p>⑥ 当社グループを主要な取引先とする者*3、またはその者が会社である場合には当該会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者 *3 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払い（但し、主要な取引先とする者が個人の場合は、当社グループからの役員報酬の支払いを除く）を、当社グループから受けた者</p> <p>⑦ 当社グループの主要な取引先である者*4、またはその者が会社である場合には当該会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者 *4 当社グループの主要な取引先である者とは、当社グループに対して、当社グループの直近3事業年度における総売上高（持分法適用会社の当社持分相当売上高を含む）の2%以上の支払いを行っている者</p> <p>⑧ 当社グループの会計監査人またはその社員等、または過去3年間にそれらに該当していた者</p> <p>⑨ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産*5を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）、または過去3年間にそれらに該当していた者 *5 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金額その他の財産上の利益をいう）</p> <p>⑩ 当社グループから一定額を超える寄付または助成*6を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）、または過去3年間にそれらに該当していた者 *6 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう</p> <p>⑪ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者*7に限る）の近親者等*8 *7 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所所属する者のうち公認会計士、法律事務所所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう *8 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう</p> <p>⑫ その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者</p>
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券市場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。